

鎌倉市ホストタウンロゴマークにかかる使用基準

令和2年（2020年）8月3日

（趣旨）

第1条 この基準は、鎌倉市（以下、「市」という）が、フランスのホストタウンとなったことを記念するとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、市民と行政が一体となって市全体で、フランスセーリングチームの応援機運を高め、地域の活性化を図るために作成した「鎌倉市ホストタウンロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という）」について、印刷物やイベント等での活用など、その適正な使用のために必要な事項を定めるものとする。

（使用の基準）

第2条 ロゴマークの使用は、前条の趣旨に合致するものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は除き、市長の承認を得た上で使用することができる。

- （1）市の信用及び品位を傷つけるとき、又はそのおそれのあるとき。
- （2）他者に不利益、損害を与えるとき、又はそのおそれのあるとき。
- （3）自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき、又はそのおそれのあるとき。
- （4）法令及び公序良俗に反するとき、又はそのおそれのあるとき。
- （5）特定の個人、団体、政党、宗教団体を市が支援若しくは公認しているような誤解を与えるとき、又はそのおそれのあるとき。
- （6）特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められるとき。
- （7）ロゴマークのイメージを損なうとき、又はそのおそれのあるとき。
- （8）その他市長が使用について不適當であると認めるとき。

（使用の申請）

第3条 ロゴマークの使用を希望する者は、使用承認申請書（様式第1号）に次の各号の添付書類を添えて、市に提出しなければならない。

- （1）事業計画書
- （2）使用見本

2 前項の規定にかかわらず、市が主催、共催又は後援をしている事業については、事前に使用見本を提出することで、使用承認申請書等の提出を省略することができる。ただし、販売を目的とする商品にロゴマークを使用しようとする場合は、この限りではない。

（商品等への使用）

第4条 ロゴマークを商品に使用しようとする者は、前条に規定する申請を行うに当たり、事前に市に相談しなければならない。

（使用の承認）

第5条 市長は、提出された使用承認申請書等を審査し、使用を承認する者については、使用承認通知書（様式第2号）により、申請者に通知する。

（ロゴマークの使用料）

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用者の責務）

第7条 ロゴマークを使用した者は、速やかに物品等の完成品を市へ提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難と認められる場合には、写真等の提出をもってこれに代えることができる。

（使用上の遵守事項）

第8条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

（1）ロゴマークの仕様は、別図のとおりとし、色・形状等を正しく使用し、一部のみの使用、縦横比率や色の変更など、改変を行わないこと。

ただし、印刷技術上、ロゴマークの色彩が忠実に再生できない場合等ロゴマークの性質並びにその利用目的及び態様に照らし、やむを得ないと認められる場合を除く。

（2）申請した使用目的、方法及び期間以外に使用しないこと。

（3）承認を受けた者は、これを第三者に譲渡又は転貸しないこと。

（4）ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。

（5）商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

（使用の中止）

第9条 市長は、ロゴマークを使用する者が、第2条各号に該当することが明らかとなったとき又は次の各号に該当する場合は、使用者に対し、使用の中止を命ずることができる。

（1）使用者が、この基準に違反したとき。

（2）申請の内容に虚偽があることが判明したとき。

（3）その他ロゴマークの使用の継続が不相当であると市長が認めるとき。

2 市は、前項の規定によるロゴマークの使用中止により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

（苦情、損害賠償等）

第10条 使用者は、ロゴマークを使用したことにより第三者に損害を与えた場合や、苦情等が発生した場合は自らの責任において、誠意を持って適切な措置を講ずること。

2 前項の場合において、市は損害賠償等の責めを負わないものとする。

3 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた一切の損害を賠償しなければならない。

（補則）

第11条 この基準に定めるもののほか、ロゴマークの使用に際して必要な事項は、市長が別に定め

る。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和2年（2020年）8月3日から施行する。

(失効)

2 この基準は、令和4年（2022年）3月31日限り、その効力を失う。

別図（第8条関係）



カラー



モノクロ